

委員会提出議案第5号

加西市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

別紙、「加西市議会会議規則の一部を改正する規則」を議決されたく、加西市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月28日提出

加西市議会議長 丸岡弘満様

提出者 加西市議会運営委員長 土本昌幸

加西市議会会議規則の一部を改正する規則

加西市議会会議規則（昭和50年加西市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第69条の見出し中「起立」の右に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、タブレット端末を活用した電子表決システム（以下「電子表決システム」という。）により表決をとることができる。
- 4 電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。